

# 資 料

## 〔論点整理(国税)〕

平成 23 年 12 月 21 日

社会保障・税一体改革作業チーム

# 消費税

## ・税率の引上げ(時期と幅等)

### 社会保障・税一体改革成案（2011年6月30日 政府・与党社会保障改革検討本部決定）

#### 《税率の引上げ幅・時期》

#### Ⅲ 社会保障・税一体改革の基本的姿

#### 1 社会保障の安定財源確保の基本的枠組み

#### (4) 消費税率の段階的引上げ

社会保障給付の規模に見合った安定財源の確保に向け、まずは、2010年代半ばまでに段階的に消費税率（国・地方）を10%まで引き上げ、当面の社会保障改革にかかる安定財源を確保する。

#### 2 社会保障改革の安定財源確保と財政健全化の同時達成

まずは、2010年代半ばまでに段階的に消費税率（国・地方）を10%まで引き上げ、国・地方合わせて、「機能強化」にかかる費用、高齢化の進行等により増大する費用及び基礎年金国庫負担2分の1を実現するために必要な費用（社会保障国民会議では、この3つの経費を合計して「機能強化」として試算している）、後代に付け回しをしている「機能維持」にかかる費用及び消費税率引上げに伴う社会保障支出等の増加に要する費用を賄うことにより、社会保障の安定財源確保を図る。

これらの取り組みなどにより、2015年度段階での財政健全化目標の達成に向かうことで、「社会保障の安定財源確保と財政健全化の同時達成」への一里塚が築かれる。

#### 《経済との関係》

#### V 社会保障・税一体改革のスケジュール

税制抜本改革については、政府は日本銀行と一体となってデフレ脱却と経済活性化に向けた取り組みを行い、これを通じて経済状況を好転させることを条件として遅滞なく消費税を含む税制抜本改革を実施するため、平成21年度税制改正法附則104条に示された道筋に従って平成23年度中に必要な法制上の措置を講じる。

上記の「経済状況の好転」は、名目・実質成長率など種々の経済指標の数値の改善状況を確認しつつ、東日本大震災の影響等からの景気回復過程の状況、国際経済の動向等を見極め、総合的に判断するものとする。また、税制抜本改革の実施に当たっては、予期せざる経済変動にも柔軟に対応できる仕組みとする。これらの事項については、政府・与党において参照すべき経済指標、その数値についての考え方を含め十分検討し、法制化の際に必要な措置を具体化する。

## 引上げの時期に係る留意点

### 《社会保障改革との関係》

- 一体改革成案では、必要な社会保障の機能強化を確実に実施し、同時に社会保障全体の持続可能性の確保を図るため、2015年までに実現すべき制度全般にわたる改革を示しており、この改革のためには安定的な財源の確保が必要とされている。
- 社会保障・税一体改革素案骨子（社会保障部分）では、「消費税の使い道を、現役世代の医療や子育てにも拡大、基礎年金国庫負担2分の1の安定財源確保」、「現役世代への支援を強化し、あらゆる世代が広く公平に社会保障の負担を分かち合い」とされている。

### 《財政運営戦略との関係》

- 財政運営戦略（平成22年6月22日閣議決定）において、以下の財政健全化目標を設定。
  - ① 国・地方の基礎的財政収支（プライマリー・バランス）
    - ・ 遅くとも2015年度までに赤字対GDP比を2010年度から半減
    - ・ 遅くとも2020年度までに黒字化
  - ② 国の基礎的財政収支：上記と同様の目標
  - ③ 2021年度以降も、財政健全化努力を継続
- 経済財政の中長期試算（平成23年8月12日 内閣府）では、2015年度までに消費税率（国・地方）を10%まで引き上げることを前提に、上記の2015年度までの国・地方のPB赤字対GDP比半減目標（▲3.2%）が達成されるとの見通しを示している。

## 段階的引上げに係る留意点

### 《社会保障改革との関係》

- 基礎年金国庫負担割合については、年金法において、税制抜本改革により安定財源を確保して2分の1を恒久化することとされており、また、24年度以降で恒久化までの間も、「必要な税制上の措置を講じた上で国庫の負担とするよう、必要な法制上・財政上の措置を講ずる」こととされている。
- また、更なる高齢化等に伴う財政需要の増加への対応や、成案に示された機能強化を財源の裏づけを確保した上で着実に実施していく観点から、社会保障改革の内容やスケジュールとの関係についてどのように考えるか。

### 《財政運営との関係》

- 欧州債務問題をはじめ、金融市場において各国の財政規律に対する関心が高まっている中、着実に財政の健全化が進捗している姿を示す観点から、財政運営との関係について、どのように考えるか。

### 《経済との関係》

- 消費税率の引上げがマクロ経済に与える影響を平準化する観点から、税率を段階的に引き上げるについて、どう考えるか。

### 《事業者の事務負担との関係》

- 消費税率の変更に伴う価格の設定、値札の変更、システムの変更など、事業者の事務負担を考慮すると、税率の引上げが確定してからある程度の準備期間を確保する必要があり、また、頻繁な税率変更は避ける必要があると考えられるが、事業者の事務負担と消費税率の段階的引上げとの関係について、どのように考えるか。

## 改革の方向性（イメージ）

### （１）消費税の税率引き上げの「時期、幅」

- ・平成○年○月○日 ○%（地方消費税と合わせて●%）
- ・平成□年□月□日 □%（地方消費税と合わせて10%）

### （２）「経済状況の好転」の判断について

- ・経済状況を好転させることを条件として遅滞なく消費税を含む税制抜本改革を実施する必要。
- ・累次の補正予算、震災復旧・復興、デフレ脱却と経済活性化に向けた所要の取組み等により、足下の景気は緩やかに持ち直しており、先行きについても、各種の政策効果などを背景に、景気の持ち直しの傾向が続くことが期待される。
- ・平成24年度には、復興需要の増加が着実な成長を支えたと見込まれ、平成25年度以降においては、復興需要が一段落するものの、民需主導の経済成長への移行によって経済が堅調に推移すると考えられる。ただし、海外経済の動向などから景気が下振れするリスクが存在することには、十分注意する必要がある。
- ・以上を踏まえれば、法案提出時点における総合的な判断として、経済状況は好転していくとの見通しが立てられるのではないか。
- ・実施前に「経済状況の好転」について、名目・実質成長率など種々の経済指標の数値の改善状況を確認しつつ、東日本大震災の影響等からの景気回復過程の状況、国際経済の動向等を見極め、総合的に判断。

(3) 予期せざる経済変動に柔軟に対応できる仕組み

- ・ 予期せざる経済変動にも柔軟に対応できるように、検討規定を設ける必要があるのではないか。

(4) 財政健全化へ向けた更なる取組み

- ・ 今般の税制抜本改革において、2015年度段階での財政健全化目標の達成に向かうことにより、「社会保障の安定財源確保と財政健全化の同時達成」への一里塚が築かれる。
- ・ 2020年度までには、さらに高齢化が進展し、社会保障費が増大。そうした中で、社会保障制度の持続可能性を確保するとともに、2020年度までに基礎的財政収支を黒字化し、2021年度以降において公債等残高の対GDP比を安定的に低下させていくという財政健全化目標の達成へ向けて、「新成長戦略」の実現による経済活性化と共に、財政健全化に向けた更なる取組みを行っていく必要。

# 消費税

## ・税収の使途

## ・いわゆる逆進性の問題への対応

### 社会保障・税一体改革成案（2011年6月30日 政府・与党社会保障改革検討本部決定）

#### Ⅲ 社会保障・税一体改革の基本的姿

##### 1 社会保障の安定財源確保の基本的枠組み

##### （2）消費税収の使途の明確化

消費税収（国・地方、現行分の地方消費税を除く）については、全て国民に還元し、官の肥大化には使わないこととし、消費税を原則として社会保障の目的税とすることを法律上、会計上も明確にすることを含め、区分経理を徹底する等、その使途を明確化する（消費税収の社会保障財源化）。

#### Ⅳ 税制全体の抜本改革

##### （3）消費課税

消費税（国・地方）については、本成案に則って所要の改正を行う。いわゆる逆進性の問題については、消費税率（国・地方）が一定の水準に達し、税・社会保障全体の再分配を見てもなお対策が必要となった場合には、制度の簡素化や効率性などの観点から、複数税率よりも給付などによる対応を優先することを基本に総合的に検討する。

## 税負担と社会保障給付

- 所得階級別の消費税負担額を見ると、所得が高まるにつれ増加している一方、消費税負担額の実収入に対する割合は、所得が高まるにつれ低下しており、所得に対し「逆進的」となっている。
- 他方、所得税など他の税目も含めた税負担全体で見た場合、負担率は所得に応じて増加しており、累進性が確保されている。
- 消費税を社会保障目的税化することにより、消費税収は全て国民に還元される。社会保障給付は比較的所得の低い者を中心に給付が行われることから、消費税を含む税負担等と社会保障給付を合わせたネットの受益は低所得者ほど大きくなる。
- 一体改革成案においても、低所得者対策の強化を含む社会保障の機能強化策が示されており、消費税のいわゆる「逆進性」についても、これらの社会保障給付の充実・強化と併せた検討を行うことが必要ではないか。

### 《社会保障の機能強化における低所得者対策》

- 生活保護基準、各種福祉手当における物価スライド等の適用により税率引上げの影響を反映
- 低所得者に対する年金の加算措置
- 市町村国保の保険料、介護の1号保険料の軽減措置の拡充等
- 高額療養費の見直しについて検討
- 制度横断的な低所得者の負担軽減策として、総合合算制度創設を検討      など



## 複数税率の問題点等

### 《公平性の観点》

- 軽減税率の対象品目については、合理的な線引きが困難であり、適用税率によって物品・サービス間での不公平感が生じ得る点について、どのように考えるか。

(注)例えば、フランスでは、キャビアは高級品かつ輸入品であるため標準税率が適用される一方、フォアグラやトリュフは国内産業を保護するため軽減税率が適用されている。また、イギリスでは、ある菓子がケーキ(軽減税率)か、ビスケット(標準税率)かを巡り、13年間にわたって法廷闘争が繰り返された事例もある。

### 《効率性の観点》

- 軽減税率による負担軽減額は、消費額が大きい高所得者の方がより大きくなることについてどう考えるか。

### 《事業者の事務負担の観点》

- 軽減税率を導入した場合、事業者は仕入れ、売上げ共に適用税率ごとに区分経理を行い、適用税率等を別記したインボイスの発行が必要となり、中小企業にとって多大な事務負担が生じる点に留意が必要。また、インボイス制度では免税事業者はインボイスの発行ができないこととされるため、取引上不利な立場に置かれる懸念が示されていることについて、どのように考えるか。

(注)我が国では、課税売上高が1000万円未満の小規模事業者は免税事業者とされているが、インボイス制度においては、これら免税事業者はインボイスの発行ができないため、取引相手からすると免税事業者からの仕入れについて仕入税額控除ができないことになる。

### 《税収に与える影響》

- 軽減税率を導入する場合、多額の減収を招くことになり、社会保障の機能強化等の財源として所要の税収を確保するためには、標準税率をより高く引き上げる必要が生じることについて、どのように考えるか。

(注) 仮に、消費税の課税ベースの4分の1程度を占める飲食料品等の適用税率を5%に据え置いた場合、10%単一税率と同程度の税収を確保するためには、標準税率を12%程度まで引き上げることが必要となる。

### (参考) 諸外国の状況

- 軽減税率を導入している国は、標準税率が15%以上の国が大半。また、ヨーロッパ諸国において食料品等が軽減税率とされているのは、現行の付加価値税を導入する以前から存在していた取引高税等における取扱いを承継するなどの歴史的経緯によるところが大きい点に留意が必要。

(注) OECD 諸国において、食料品に軽減税率を導入している国 25 カ国の内、標準税率が15%以上の国は22カ国に及んでいる。また、付加価値税を導入しているEU27カ国の標準税率の平均値は20.7%、食料品に対する適用税率の平均値は11.0%となっている。

## 改革の方向性（イメージ）

### < 税収の使途 >

- ・ 消費税込（国分）は全額社会保障 4 経費（制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する費用）に充てることを法律上明確にし、会計上も予算等において使途を明確化することで社会保障財源化する。

### < いわゆる逆進性の問題への対応 >

- ・ 消費税の税率構造については、制度の簡素化や効率性などの観点から単一税率を維持することとしてはどうか。
- ・ 併せて、今般の一体改革において盛り込まれた社会保障の機能強化の一環としての低所得者への年金加算、介護保険料・国民健康保険料の軽減措置、子育て世代に対する支援や、生活保護基準、各種福祉手当の物価スライド等、総合合算制度創設の検討等きめ細かな低所得者対策を着実に実施することにより、いわゆる逆進性の問題に対応できるのではないか。
- ・ いわゆる逆進性の問題への対応という位置付けの本格的な給付付き税額控除の導入については、所得把握のための番号制度の本格稼働・定着と併せ、関連する社会保障制度の見直しや所得控除の抜本的な整理とともに検討することとしてはどうか。

# 消費税

## ・課税の適正化

### 社会保障・税一体改革成案

#### IV 税制全体の抜本改革

#### (3) 消費課税

消費税制度の信頼性を確保するための一層の課税の適正化を行うほか、消費税と個別間接税の関係等の論点について検討する。

### 基本的な考え方

- ・ 事業者免税点制度及び簡易課税制度については、中小事業者の事務負担への配慮というこれらの制度の趣旨に配慮し、制度を維持する。その上で、消費税制度に対する信頼を確保するため、制度の不適切な利用に対処する観点等から、以下のような見直しを行うこととしてはどうか。

### 改革の方向性（イメージ）

- ・ 事業者免税点制度については、資本金 1,000 万円未満の新設法人に関する免税点制度について、5 億円超の課税売上高を有する事業者が直接又は間接に支配する法人（親族、関連会社等を含めた資本の持分比率が 50% 超の会社）を設立した場合については、当該設立された法人の設立当初 2 年間については、課税事業者とする。

（注）現行制度上、設立から 2 年間免税事業者となる資本金 1,000 万円未満の新設法人については、かねてより租税回避行為に悪用されているとの指摘がなされているところ（会計検査院からも同様の指摘）。租税回避行為を防止するとの観点と、中小事業者の事務負担への配慮という事業者免税点制度本来の趣旨とのバランスを考慮した見直しを行う必要。

- ・ 簡易課税制度のみなし仕入率については、今後、更なる実態調査を行い、その結果も踏まえた上で、みなし仕入率の水準について必要な見直しを行うものとする。

(注) 簡易課税制度は、本来、「実際の仕入率」を計算できない中小事業者の事務負担への配慮から、課税売上高に係る税額の一定割合（みなし仕入率）を仕入税額として控除できる措置。他方この制度については、自ら「実際の仕入率」を計算できるにもかかわらず、簡易課税を適用した場合と本則計算をした場合に予想される納税見込額を比べ、損得によりその適用を判断している事業者も多いとの指摘がなされているところ。また、簡易課税制度の「みなし仕入率」の水準は平成9年以降見直しが行われておらず、実態調査の結果を踏まえて見直しを行う必要。

- ・ 中間申告義務のない直前の課税期間の確定消費税額（地方消費税を含む）が60万円以下の事業者のうち、自主的に中間申告を行う意思を有する事業者について、任意の中間申告（年1回・半期）を可能とする制度を導入する。
- ・ 消費税の中間申告に係る確定消費税額の最低額については、消費税と地方消費税を合わせた額を現行の最低額と同一とすることを基本として調整する。
- ・ 単一税率を維持する場合には、いわゆるインボイス制度の導入は必要ないのではないか。

# 消費税

## ・適正転嫁への取組み

### 改革の方向性（イメージ）

平成元年4月の消費税の導入時及び平成9年4月の消費税率の引上げ時においては、各省庁が連携して、適正転嫁のための広報・相談活動、事業者の優越的地位の濫用防止に向けた取組み、便乗値上げ防止のための取組み等を実施したところであるが、今般の消費税の税率の引上げにあたっては、段階的な引上げになることも踏まえ、円滑かつ適正な転嫁に支障が生ずることのないよう、事業者の実態を十分に把握し、以下の取組みを含め、より徹底した対策を講じていくこととする。

- ・ 消費税の円滑かつ適正な転嫁に資するため、事業者等が消費税の転嫁・表示等に関して行う行為についてのガイドラインを策定し、その周知徹底、相談等を行う。
- ・ 中小事業者向けに相談窓口を設置するとともに、講習会の開催等を行う。
- ・ 取引上の優越的な地位を利用して下請事業者等からの転嫁要請を一方向的に拒否すること等の不公正な取引の取り締まり・監視の強化を行う。
- ・ 競争制限的行為による便乗値上げを防止するための独占禁止法の厳正な運用や便乗値上げ防止のための調査・監督及び指導を行う。

# 消費税

## ・価格表示

### 改革の方向性（イメージ）

- ・ 消費者に対する値札等における価格表示に関する「総額表示」の義務付けについては、消費者の利便性の観点や、価格表示方式の切替えに伴う事業者のコスト等を考慮し、これを維持することとしてはどうか。

## ・消費税率の引上げを踏まえて検討すべき事項

- ・ 社会保険診療報酬における手当て
- ・ 新築住宅の取得に係る必要な措置

# 個人所得課税

## 社会保障・税一体改革成案

### IV 税制全体の抜本改革

#### (1) 個人所得課税

雇用形態や就業構造の変化も踏まえながら、格差の是正や所得再分配機能等の回復のため、各種の所得控除の見直しや税率構造の改革を行う。給付付き税額控除については、所得把握のための番号制度等を前提に、関連する社会保障制度の見直しと併せて検討を進める。金融証券税制について、金融所得課税の一体化に取り組む。

## 基本的な考え方

- ・我が国の所得税については、昭和 60 年代以降、税率構造の大幅な累進緩和を実施してきた。
- ・一方、近年、給与所得者の所得構造が変化し、平成 9 年以降、平均的な所得水準が下落するとともに、分布についても全体として下方へシフト。さらに、特に高い所得階層の割合は近年むしろ高まっており、給与収入面での格差が拡大する傾向。こうした所得構造の変化の一方で、税率構造の累進性が低下したままであることにより、所得再分配機能は近年低下。
- ・また、所得税の負担水準も全体的に低下し、主要諸外国と比べても相当低い水準。
- ・所得再分配機能の回復を図るための改革を進める必要があるのではないか。

## 改革の方向性（イメージ）

### <税率構造の改革>

- ・所得構造が現在とほぼ同じ姿であった平成元年に比べて、どの所得階層でも税による負担は低下。



- ・子育て世帯については、「控除から手当へ」に即した改革により、税による負担と手当等による受益のネットでみた場合、中低所得者層における負担の軽減が実現されてきた。
- ・最高税率の引下げを含む累進緩和を進めてきた結果、高い所得階層ほど、負担が大きく低下。
- ・今後の消費税率の引上げや、復興特別所得税による負担、さらには社会保険料をも併せ考えれば、今回の改革において、幅広い所得階層に対して負担を強化することは慎重に考えるべき。
- ・こうした点を併せ考えても、特に高い所得階層については、格差の是正と所得再分配機能の回復を図る観点から、一定の負担を求め、税制全体としての累進性を確保する必要があるのではないか。
- ・具体的な改正案（P【別紙：19～21ページ】）

### <各種の所得控除>

- ・今後の扶養控除のあり方については、真に担税力の減殺に配慮が必要な方が対象となっているかとの観点や、課税ベースの拡大等の観点を踏まえるほか、今後さらに具体化される社会保障改革の内容や、本格的な給付付き税額控除の導入を巡る議論も踏まえた上で、検討することとしてはどうか。
- ・いわゆる成年扶養控除については、平成23年度税制改正大綱の考え方や、関連する社会保障制度の内容も踏まえながら、改めて検討。
- ・配偶者控除については、同制度を巡る様々な議論、課税単位の議論、社会経済状況の変化等を踏まえながら、引き続き、抜本的に見直す方向で検討することとしてはどうか。

- ・ 給与所得控除については、平成 24 年度税制改正において、控除額に上限を設定。給与所得者の必要経費に比して過大となっていないか等の観点から、実態を踏まえつつ、今後、さらにそのあり方について検討することとしてはどうか。

### ＜年金課税＞

- ・ 課税最低限をみれば、年金受給者は給与所得者に比べて優遇されている状況であり、世代間の公平性の確保が必要である。また、年金受給者の間でも、企業年金を含めて比較的高い年金収入を得ている方や、給与を得ながら年金を得ている方もいるなど、その態様は様々であり、世代内の公平性に関しても考慮する必要がある。
- ・ 世代間の公平性、世代内の公平性を図る観点から、例えば年金収入に応じて控除額が増加していく現行の公的年金等控除について、その仕組みを見直すなど、種々の方策を検討する必要。また、老年者控除の復活に係る議論や、配偶者控除の見直しと年金課税との関係、「年金所得」を独立させるなど所得区分の見直しの議論等について、併せて検討を行っていく。
- ・ いずれにせよ、年金課税のあり方については、年金の給付水準や負担のあり方など、年金制度そのものと密接に関連する問題であり、今後の年金制度改革の方向性も踏まえた上で、見直していくこととしてはどうか。

## <金融所得課税>

- ・ 金融所得課税については、金融所得間の課税方式の均衡化と損益通算範囲の拡大を柱とする、金融所得課税の一体化に向けた取組みを進める必要があると考えられる。
- ・ 上場株式の配当・譲渡所得等に係る軽減税率を20%の本則税率とし、これと同時に、いわゆる「日本版ISA」を導入する措置については、経済金融情勢が急変しない限り、法令上も措置されているとおり、平成26年1月から確実に実施する。また、円滑にその実施が行われるよう、関係府省庁は、証券会社・銀行等とともに、所要の準備を進める。
- ・ また、平成26年1月から20%の本則税率となることを踏まえ、その前提の下、平成25年度税制改正において、公社債等に対する課税方式の変更と損益通算範囲の拡大を検討。

## 1. 最高税率の見直しの具体案

下記の案①～案④が考えられるのではないか。

|    | 税率  | 課税所得<br>(給与収入)         | 考 え 方  | 増収見込額     | 影響人員数<br>(納税者比)   |
|----|-----|------------------------|--|-----------|-------------------|
| 案① | 45% | 1800 万円超<br>(2336 万円超) | 現行の最高税率ブラケットについて、5%引上げ。(40%<br>ブラケットはなくなる。)                        | 1900 億円程度 | 29 万人程度<br>(0.6%) |
| 案② |     | 2500 万円超<br>(3036 万円超) | 給与収入 3000 万円程度から 5%引上げ。  | 1200 億円程度 | 17 万人程度<br>(0.3%) |
| 案③ |     | 2700 万円超<br>(3236 万円超) | 税率 33%のブラケット幅 (900~1800 万円) と 40%の幅<br>(1800~2700 万円) が等しくなるように設定。 | 1100 億円程度 | 14 万人程度<br>(0.3%) |
| 案④ |     | 3000 万円超<br>(3536 万円超) | 課税所得 3000 万円超は、平成 11 年に引き下げる前の最<br>高税率ブラケット。                       | 900 億円程度  | 11 万人程度<br>(0.2%) |

(注1) 給与収入は夫婦子2人(子のうち1人が一般扶養、1人が特定扶養と仮定)を前提。

(注2) 増収見込額、影響人員数については、平成23年度予算ベース(給与所得控除の上限設定を加味)。なお、増収見込額については所得税のみの数値。

(注3) 平成11年に引き下げる前の最高税率は、課税所得3000万円超で50%(住民税15%を合わせると65%)。

## 2. ブラケット調整

最高税率の引上げと同時に、ブラケットの適用所得の前倒しも行うことについてどう考えるか。

この場合、現行の40%ブラケットについて、例えば、適用開始所得を「課税所得1800万円(給与収入2336万円)超」から「課税所得1500万円(給与収入2036万円)超」に引き下げることが考えられるか(この場合の増収見込額は700億円程度、影響人員は39万人程度(0.8%))。

## 最高税率の引上げによる税負担変化（夫婦子2人）

（単位：万円、％）

| 給与収入    | 現行【A】             | 改正後【案①】<br>1800万円超 45% |                           | 改正後【案②】<br>2500万円超 45% |                           | 改正後【案③】<br>2700万円超 45% |                           | 改正後【案④】<br>3000万円超 45% |                           |
|---------|-------------------|------------------------|---------------------------|------------------------|---------------------------|------------------------|---------------------------|------------------------|---------------------------|
|         | 税負担額<br>(実効税率)    | 税負担額<br>(実効税率)         | 負担増額<br>(実効税率の増)<br>【①－A】 | 税負担額<br>(実効税率)         | 負担増額<br>(実効税率の増)<br>【②－A】 | 税負担額<br>(実効税率)         | 負担増額<br>(実効税率の増)<br>【③－A】 | 税負担額<br>(実効税率)         | 負担増額<br>(実効税率の増)<br>【④－A】 |
| 1,500万円 | 267.4<br>(17.8)   | 267.4<br>(17.8)        | —                         | 267.4<br>(17.8)        | —                         | 267.4<br>(17.8)        | —                         | 267.4<br>(17.8)        | —                         |
| 2,000万円 | 485.9<br>(24.3)   | 485.9<br>(24.3)        | —                         | 485.9<br>(24.3)        | —                         | 485.9<br>(24.3)        | —                         | 485.9<br>(24.3)        | —                         |
| 2,500万円 | 716.1<br>(28.6)   | 724.4<br>(29.0)        | + 8.4<br>(+0.4)           | 716.1<br>(28.6)        | —                         | 716.1<br>(28.6)        | —                         | 716.1<br>(28.6)        | —                         |
| 3,000万円 | 970.3<br>(32.3)   | 1,004.2<br>(33.5)      | + 33.9<br>(+1.2)          | 970.3<br>(32.3)        | —                         | 970.3<br>(32.3)        | —                         | 970.3<br>(32.3)        | —                         |
| 4,000万円 | 1,478.7<br>(37.0) | 1,563.6<br>(39.1)      | + 84.9<br>(+2.1)          | 1,527.9<br>(38.2)      | + 49.2<br>(+1.2)          | 1,517.7<br>(37.9)      | + 39.0<br>(+0.9)          | 1,502.4<br>(37.6)      | +23.7<br>(+0.6)           |
| 5,000万円 | 1,987.1<br>(39.7) | 2,123.1<br>(42.5)      | +136.0<br>(+2.8)          | 2,087.3<br>(41.7)      | +100.3<br>(+2.0)          | 2,077.1<br>(41.5)      | + 90.1<br>(+1.8)          | 2,061.8<br>(41.2)      | +74.7<br>(+1.5)           |

（注）1.子のうち1人が特定扶養控除、1人が一般扶養控除の対象として計算している。

2. 税負担額は、所得税と個人住民税の合計額であり、改正前後ともに、給与収入1,500万円超の場合の給与所得控除額について、245万円の上限を設けた後及び復興特別所得税を含めた負担額である。

## 40%ブラケットの前倒しによる税負担変化（夫婦子2人）

改正案： 40%ブラケットの適用開始所得を、現行の1800万円（給与収入2336万円）から1500万円（給与収入2036万円）に引下げ

（単位：万円、%）

| 給与収入    | 現行【A】             | 改正後【案】<br>1500万円超 40% |                           |
|---------|-------------------|-----------------------|---------------------------|
|         | 税負担額<br>(実効税率)    | 税負担額<br>(実効税率)        | 負担増額<br>(実効税率の増)<br>【案-A】 |
| 1,500万円 | 267.4<br>(17.8)   | 267.4<br>(17.8)       | —                         |
| 2,000万円 | 485.9<br>(24.3)   | 485.9<br>(24.3)       | —                         |
| 2,500万円 | 716.1<br>(28.6)   | 737.5<br>(29.5)       | + 21.4<br>(+0.9)          |
| 3,000万円 | 970.3<br>(32.3)   | 991.7<br>(33.1)       | + 21.4<br>(+0.8)          |
| 4,000万円 | 1,478.7<br>(37.0) | 1,500.1<br>(37.5)     | + 21.4<br>(+0.5)          |
| 5,000万円 | 1,987.1<br>(39.7) | 2,008.5<br>(40.2)     | + 21.4<br>(+0.5)          |

- (注) 1.子のうち1人が特定扶養控除、1人が一般扶養控除の対象として計算している。  
 2. 税負担額は、所得税と個人住民税の合計額であり、改正前後ともに、給与収入1,500万円超の場合の給与所得控除額について、245万円の上限を設けた後及び復興特別所得税を含めた負担額である。

# 法人課税

## 社会保障・税一体改革成案

### IV 税制全体の抜本改革

#### (2) 法人課税

企業の国際的な競争力の維持・向上、国内への立地の確保・促進、雇用と国内投資の拡大を図る観点から、国際的な協調や主要国との競争条件等にも留意しつつ、課税ベースの拡大等と併せ、法人実効税率の引下げを行う。地域経済の柱となり、雇用の大半を担っている中小法人に対する軽減税率についても、中小企業関連の租税特別措置の見直しと併せ、引下げを行う。

## 基本的な考え方

- ・ 国際的な協調等にも留意しつつ、企業の競争力の維持・向上、国内への立地の確保・促進、雇用と国内投資の拡大を図る必要。

## 改革の方向性（イメージ）

- ・ 平成 23 年度税制改正において、課税ベースの拡大とともに、法人税率を 4.5%引下げ（平成 24 年度から適用開始）。中小法人に対する軽減税率についても、中小企業関連の租税特別措置の見直しと併せ、引下げ。
- ・ 復興特別法人税課税期間終了後（平成 27 年度以降）において、実効税率の引下げが実現することとなるが、その後も引き続き、雇用と国内投資拡大の観点から、今般の税率引下げの効果や主要国との競争上の諸条件等を検証しつつ、法人課税のあり方について検討することとしてはどうか。

# 消費課税(消費税以外)

- ・消費税と個別間接税との関係
- ・エネルギー課税(地球温暖化対策のための税)
- ・車体課税

## 社会保障・税一体改革成案

### IV 税制全体の抜本改革

#### (3) 消費課税

消費税制度の信頼性を確保するための一層の課税の適正化を行うほか、消費税と個別間接税の関係等の論点について検討する。

エネルギー課税については、地球温暖化対策の観点から、エネルギー起源 CO2 排出抑制等を図るための税を導入する。また、地球温暖化対策に係る諸施策を地域において総合的に進めるため、地方公共団体の財源を確保する仕組みについて検討する。車体課税については、地球温暖化対策の観点や国及び地方の財政の状況も踏まえつつ、簡素化、グリーン化、負担の軽減等を行う方向で見直しを検討する。

## 改革の方向性 (イメージ)

### <消費税と個別間接税(酒・たばこ・石油関連諸税)との関係>

- ・酒・たばこ・石油関係諸税などについては、個別間接税を含む価格に消費税が課される国際的な共通ルールを踏まえ、国及び地方の財政状況等を勘案しつつ、これまでの税制改正大綱で示された方針に沿って、引き続き検討することとしてはどうか。



## ＜エネルギー課税（地球温暖化対策のための税）＞

- ・「地球温暖化対策のための税」については、地球規模の重要かつ喫緊の課題である地球温暖化対策を進める観点から、平成 24 年度税制改正において、引き続き、実現を図る。

（参考）地球温暖化対策に関する国と地方の役割分担を踏まえ、地方財源を確保・充実する仕組みについて、平成 25 年度実施に向けた成案を得るべく更に検討を進める。

## ＜車体課税＞

- ・自動車取得税及び自動車重量税については、「廃止、抜本的な見直しを強く求める」等とした平成 24 年度税制改正における与党の重点要望に沿って、国・地方を通じた関連税制のあり方の見直しを行い、安定的な財源を確保した上で、地方財政にも配慮しつつ、簡素化、負担の軽減、グリーン化の観点から、見直しを行う。

# 資産課税

## 社会保障・税一体改革成案

### IV 税制全体の抜本改革

#### (4) 資産課税

資産再分配機能を回復し、格差の固定化を防止する観点から、相続税の課税ベース、税率構造を見直し、負担の適正化を行う。これと併せ、高齢者が保有する資産の現役世代への早期移転を促し、その有効活用を通じた経済社会の活性化を図るとの観点から、世代を超えた資産格差の固定化にも配慮しつつ、贈与税を軽減する。また、事業承継税制について、運用状況等を踏まえ見直しを検討する。

## 改革の方向性（イメージ）

### <相続税・贈与税の見直し>

- ・ 相続税は、基礎控除がバブル期の地価急騰に伴い引き上げられてきた後、地価が下落しても据え置かれているため、課税ベースが著しく縮小。また、最高税率の引下げを含む税率構造の緩和も行われてきた結果、再分配機能も低下。
- ・ こうした状況を踏まえ、相続税については、その資産再分配機能を回復し、格差の固定化を防止する観点から、平成 23 年度税制改正法案には、基礎控除の引下げ等を通じた課税ベースの見直し、最高税率の引上げを含む税率構造の見直し等を盛り込んだところ。
- ・ 一方、高齢者が保有する資産の現役世代への早期移転を促し、消費拡大や経済活性化を図る観点から、平成 23 年度税制改正法案において、直系卑属への贈与に係る贈与税の税率構造の緩和及び相続時精算課税制度の拡充措置を盛り込んだところ。

- ・上記の平成 23 年度税制改正案の内容は、国会での審議の結果見送られることとなった。本改正事項については、課税ベースや税率構造の見直しなど、全体として資産課税の抜本改革を行うものであることから、今般の一体改革の中で、その実現を図ることとしてはどうか。

### ＜事業承継税制＞

- ・事業承継税制については、「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」の運用状況等を踏まえ、本税制の活用促進策や課税の一層の適正化策について検討を行い、一体改革の相続税改正部分の施行に併せて見直しを行うこととしてはどうか。

### ＜相続税の課税方式＞

- ・相続税については、老後における扶養の社会化が高齢者の資産の維持に寄与している面もあることも踏まえ、課税方式を始めとした様々な角度から今後もそのあり方を検討することとしてはどうか。

## その他

- ・社会保障・税に関わる共通番号制度
- ・国際課税、国際連帯税等

### 社会保障・税一体改革成案

#### IV 税制全体の抜本改革

##### (6) その他

上記の改革のほか、社会保障・税に関わる共通番号制度の導入を含む納税環境の整備を進めるとともに、国際的租税回避の防止を通じて適切な課税権を確保しつつ投資交流の促進等を図る等の国際課税に関する取組みや国際連帯税等について、検討を行う。

### 改革の方向性（イメージ）

#### <社会保障・税番号制度>

- ・ 番号法案（通称「マイナンバー法案」）は、次期通常国会に提出予定。
- ・ 番号制度の導入に伴い、税務分野において番号制度の適正な利用を確保するため、マイナンバー法案と併せて国会提出が予定されている同法の整備法案において、申告書等の記載事項に「番号」を追加する等所要の措置を講じることとしてはどうか。
- ・ また、納税者利便の向上策、法定調書の拡充等については、マイナンバー法及び同法の整備法の成立後、引き続き検討することとしてはどうか。

## <国際課税>

- ・ 国際課税については、国際的租税回避を防止して我が国の適切な課税権を確保すると同時に、投資交流の促進等により我が国経済を活性化するという基本的考え方に立ち、今後とも必要に応じて対応する。

## <国際連帯税>

- ・ 国際連帯税については、これまでの議論や国際的な取組みの進展を踏まえ、今後、真摯に検討を行う。